

流域治水推進行動計画

令和3年7月30日

流域治水の推進に向けた 関係省庁実務者会議

内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・
資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環
境省

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議 構成員

議長	国土交通省	水管理・国土保全局 河川計画課長
	内閣府	政策統括官（防災担当）付参事官
	金融庁	監督局 保険課保険監督管理官
	総務省	大臣官房 企画課長
	消防庁	国民保護・防災部 防災課長
	財務省	理財局 国有財産業務課長
	文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部参事官
	厚生労働省	大臣官房 厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
	農林水産省	農村振興局 整備部水資源課長
	林野庁	森林整備部 治山課長
	海岸関係省庁	農林水産省 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長 国土交通省 港湾局海岸・防災課長 国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室長
	経済産業省	経済産業政策局 地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長
	資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長
	中小企業庁	事業環境部経営安定対策室長
	気象庁	大気海洋部 気象リスク対策課長
	環境省	地球環境局 総務課長

流域治水の推進に向けた取組

近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す必要がある。

これを踏まえ、各一級水系、二級水系において、河川管理者・下水道管理者・都道府県・市町村等からなる流域治水協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として作成・公表し、流域治水の取組が各地域で始まっている。

これらの流域治水の取組をさらに加速するため、関係16省庁が垣根を越えて連携し、流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議を設置し、緊密な連携・協力のもと、流域治水の推進に資する連携施策等について「流域治水推進行動計画」としてとりまとめた。

「流域治水推進行動計画」を、流域治水協議会において共有し「流域治水プロジェクト」の取組の充実を図るとともに、地域で発生した課題の解決に向け、関係省庁が連携し、新たに導入する新規施策等の内容を定期的に反映するとともに、横断的な取組を推進するための数値目標等の設定について関係省庁と議論を深め取組の可視化に努める。

「流域治水推進行動計画」は、これまでの取組と今後の進め方・具体的な取組について、以下の項目のとおり取りまとめた。

- (1) 気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し
- (2) 流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策
 - ①ハザードへの対応
 - ②暴露への対応
 - ③脆弱性への対応
- (3) 事前防災対策の加速
- (4) 防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
（１）計画、基準類の見直し			
気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策の科学的な基盤となる予測モデルの開発、我が国の気候変動の観測成果・将来予測に関する情報の公表を行うとともに、気候変動の影響を踏まえた計画や基準等を設定するため、検討会等を通じて検討 	<p>気候変動対策の科学的な基盤となる予測モデルの精度向上、我が国の気候変動の観測成果・将来予測に関する情報の公表を行うとともに、気候変動の影響を踏まえた計画や基準等を設定</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画（目標流量）を20水系で見直し ・海岸保全基本計画を39都道府県で見直し ・気候変動の影響を考慮した下水道計画策定の推進 ・気候変動予測モデルの高度化により降雨量予測情報を高精度化 ・気候変動の観測成果・将来予測に関する情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省 気象庁
（２）流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策			
①ハザードへの対応			
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川の国が管理するダムに加え、利水ダムに対する損失補填の制度を令和2年度より創設。また、一級河川の指定区間及び二級河川を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について令和3年度より特別交付税措置を実施 ・ダムのある全ての一級水系（99水系）において、治水協定を締結し、令和2年6月から事前放流等の新たな運用を開始。また、ダムのある二級水系のうち、海に近いダムのように事前放流の効果が見込めないダムしかない水系等を除いた水系において、治水協定を締結（令和3年4月末までに321水系） 	<p>令和3年出水期より、一級水系に加え、全国の二級水系においても事前放流等を実施。また、河川管理者、関係利水者等で構成される法定協議会において協議し、事前放流等を推進</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川やダムの流域に着目した流域雨量予測情報の開発 ・一級水系に加え、二級水系においても、事前放流の運用を実施 ・河川管理者・利水者等で構成される協議会の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 気象庁
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留対策の強化を図るための流域治水関連法を令和3年4月に成立 ・都市公園、民間建築物、調整池等の雨水貯留浸透機能を有する設備の整備 ・過去に湿地や氾濫原であった場所を再生し、貯留機能を強化するための技術的知見の整理 ・水源地域等における治山対策を支援 ・水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業等を推進 ・また、地方公共団体による遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を加速させるため、活用可能な国有財産リストの提示 	<p>国有地、都市公園、民間建築物、調整池等の雨水貯留浸透機能を有する設備や遊水地の整備や過去に湿地や氾濫原であった場所を再生する取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業等を推進 <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有地を活用して、全国50ヶ所の遊水地・貯留施設の整備 ・田んぼダムに取り組む水田の面積約3倍以上（令和7年度末） ・森林整備・治山対策による森林の浸透・保水機能の発揮（109水系） ・雨水貯留浸透施設を900市町村で設置 ・防災機能を備えるオープンスペースを確保した都市の割合75% ・グリーンインフラの取組の70市町村での事業化 ・遊水地や輪中堤による地域の実情に応じた災害復旧の推進 ・Eco-DRRの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省 農林水産省 林野庁 国土交通省 環境省

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
戦略的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「予防保全型の維持管理」への転換に向けて、老朽化した河川・ダム管理施設の修繕・更新を実施 ・河川付近のバイオマス活用に関する実証モニタリング、河川付近のバイオマスの受入れ不能とさせる要因特定と解決方法の検討等を実施 ・これまで人が計測していた河川定期縦横断測量を航空レーザ測量等で実施するとともに、三次元河川管内図の整備を開始 ・河川環境の保全も考慮した最適な河道断面について調査研究を実施するとともに、航行安全の確保や河道の流下能力の維持・向上に資する整備を実施 	<p>予防保全型のメンテナンスサイクルの確立による計画的な維持管理・更新、維持管理の効率化・高度化</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次元河川管内図の整備（109水系） ・河道内伐採樹木等をバイオマス発電燃料等として有効利用 ・港湾の事業継続計画作成ガイドラインに基づき港湾BCPの策定を推進 ・橋梁、道路の流失対策 	国土交通省 環境省
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防の具体の整備箇所・整備手法について検討 ・地域の水防体制強化のため、水防協力団体制度を創設し、毎年5月頃に河川管理者と水防管理者の連携強化及び水防体制の強化を図る目的を含む水防月間を実施するとともに、頻発化する豪雨災害等に対する消防団の救助能力等の向上のため事業を実施 ・人口・資産が集中する地域や中枢・拠点機能を有する地域等における海岸堤防の整備等の実施。 	<p>気候変動による外力の増大に対応するため、氾濫量の抑制や水防体制の強化、下水道施設の耐水化を実施</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防背後地の状況に応じ、越水等を考慮した「粘り強い構造」の堤防の整備 ・関係者が水防活動に必要な情報を共有するためのシステム構築 ・消防団の救助能力等の向上のため事業を実施 ・ゼロメートル地帯等における津波・高潮対策として海岸堤防等を整備 	総務省（消防庁） 農林水産省 水産庁 国土交通省
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	<p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において人命への著しい被害を防止するための砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</p>	<p>流域全体に被害を及ぼす崩壊の発生等に伴う山間地域からの大量の土砂流出や流木等への対策を治山事業等と砂防事業が連携して実施し、被害を防止・軽減</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂・洪水氾濫危険流域の抽出等の土砂・洪水氾濫リスクの評価手法を検討・整理のうえ、よりリスクの高い流域において砂防堰堤や遊砂地等の事前防災対策を集中的に実施 ・きめ細かな治山ダムの配置や山腹崩壊対策などによる土砂流出の抑制 ・森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、治山事業等と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減 	林野庁 国土交通省

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
② 暴露への対応			
<p>リスクの高い区域における土地利用・すまい方の工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の誘導と規制を目的として法令改正を実施するとともに、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインを策定 ・洪水や雨水出水（内水）、高潮に関する浸水想定区域図等を整備。 ・高台まちづくりに資する、浸水時に避難経路として活用できる立体的遊歩道、一時避難施設、備蓄倉庫及び防災公園等の整備を支援。 	<p>水災害リスクを軽減させるため、土地利用や住まい方の「規制」やリスクがより低い区域への居住・都市機能の「誘導」、浸水リスクがあるエリアにおける宅地の高上げや建築物の構造の工夫などの浸水被害軽減のための対策を実施。また、人命の安全とともに最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする高台まちづくりを推進。</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくりの推進（防災指針の作成600市町村） ・水災害への災害危険区域の活用について（事務連絡）を发出 ・高台まちづくりモデル地区（荒川区、江戸川区沿川7区）での検討等を推進 	<p>国土交通省</p>
<p>まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会において検討し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインを作成 ・「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」において、想定最大規模・計画規模以外のその他の外力による洪水浸水想定区域等の情報を整備（国管理河川） ・水防法に基づく雨水出水（内水）浸水想定区域について、大都市の都市機能が集積した地下街等を指定 ・高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定（令和2年6月） ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、基礎調査の未了の箇所について基礎調査を実施、土砂災害の恐れの高い市町村で土砂災害ハザードマップを作成 	<p>まちづくりや住まい方の工夫の検討を行うために必要な水災害リスク情報（内外水統合型・整備前後・多段階を考慮したハザード情報）を充実。</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川においては、原則、想定最大規模・計画規模だけでなく、中高頻度の外力規模（例えば、年超過確率 1/10、1/30、1/50）も加えたリスクマップ（多段的な浸水想定区域図）を令和3年度内に作成 ・雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成を推進（約800団体） ・高潮浸水想定区域の指定を推進（39都道府県） ・土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） 	<p>国土交通省</p>
③ 脆弱性への対応			
<p>土地の水災害リスク情報の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模河川において水害リスク情報を把握するため「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き」を公表（令和2年6月） ・想定最大規模降雨に対応した雨水出水（内水）浸水想定区域の指定を促進 ・「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定（令和2年6月） ・治水経済調査マニュアル（案）を改定（令和2年4月） ・「危険物施設の風水害対策ガイドライン」を策定（令和3年3月） ・宅地建物取引業法上の重要事項説明の対象項目として、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象物件の所在地を追加（令和2年8月） 	<p>想定最大規模の洪水・高潮・雨水出水（内水）浸水想定区域の早期指定を進め水災害リスク情報空白域を解消するとともに、あらゆる機会を活用し、様々な主体の水災害対策につながる水災害リスク情報を提供</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） ・雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） ・高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） ・土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） ・土地購入時の水災害リスク情報の提供 ・浸水被害を踏まえた危険物の取扱 	<p>総務省（消防庁） 国土交通省</p>

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
避難体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県管理河川の監視体制の強化のため、簡易型河川監視カメラを2,728箇所設置（R2未完了） ・土砂災害の危険度分布の高解像度化 ・台風時において、5日先までの高潮の警報級の気象情報を発表 ・衛星観測データを活用し、河川氾濫の危険度等を推定する陸域水循環シミュレーションシステムを開発 	<p>各主体が避難行動や被害軽減行動を実行するための情報を整理するとともに、予測精度の改善や技術研究開発</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星の活用による降雨量などの予測精度の高精度化を推進 ・水系一貫洪水予測モデルの開発 ・リアルタイム浸水把握の技術開発 ・一日先の雨量予測を用いた危険度分布の提供 ・高潮、高波予測情報の発信 ・将来の気候変動下での台風や豪雨の影響評価 ・山地災害危険地区の精度向上 	<p>文部科学省 林野庁 国土交通省 気象庁 環境省</p>
避難行動を促すための情報・伝え方	<ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害に関する防災用語の改善を図るため「水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会」を設置（令和2年5月） ・大雨時の避難等の防災行動に役立つ伝え方検討のため「防災気象情報の伝え方に関する検討会」を設置 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを公表（令和2年7月末時点 1,375市区町村のうち、812市区町村（58%）） ・ハザードマップポータルサイトを整備 	<p>各主体の避難行動や被害軽減行動を促すための情報共有方策や伝え方の改善</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災用語ウェブサイトにより情報が発表された際に求められる行動や情報伝達の留意点を提供 ・住民の防災意識向上訓練（1,388市町村） ・線状降水帯による大雨情報の提供 ・災害発生のおそれ段階から、交通機関への影響等を加えて情報発信 	<p>内閣府（防災） 国土交通省 気象庁</p>
安全な避難先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』を策定（令和2年12月） ・避難地・避難場所の整備に対し、避難経路として活用できる立体的遊歩道等の整備を支援 ・道路の高架区間等を緊急避難場所として活用 ・公立学校施設、公立社会体育施設等において、浸水対策を含む防災機能の向上のための整備に要する経費を補助 	<p>公共施設、民間施設の避難場所指定の推進、高台の確保など、民間と行政が協力し安全な避難場所を確保</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードエリア等における避難地、避難場所の整備を支援 ・道路の高架区間等の緊急避難場所としての活用 ・民間施設の避難場所指定の促進 ・要配慮者利用施設の避難の実効性確保 ・学校、スポーツ施設の浸水対策を含む防災機能向上 ・「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」をとりまとめ（令和3年6月） 	<p>内閣府（防災） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省</p>
広域避難体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・6時間先までの水位予測情報を提供に向け、令和2年7月豪雨など近年の洪水や河道の変化などを踏まえた予測精度の検証・改善 ・5日先までの台風予報の提供や、様々な気象防災情報の提供 	<p>自治体全域などの広域な浸水が想定される場合、隣接する自治体等への広域避難を検討</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫減災対策協議会において、広域避難の検討、調整の促進 ・広域避難のための雨量予測情報の提供 	<p>内閣府（防災） 国土交通省 気象庁</p>

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
避難行動につながる平時の取り組み、避難計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災力を高めるため地区防災計画制度を創設し、地区防災計画の作成を促進 ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の報告書を取りまとめ、公表（令和2年12月） ・新学習指導要領に適応した教育コンテンツの作成 ・「水害ハザードマップ作成の手引き」に防災教育等におけるハザードマップ活用事例を取りまとめ ・児童生徒等が水害等に対し自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成や水害等に備えた学校安全体制の構築 ・農業用ため池のハザードマップの作成の促進やハザードマップができるまでの間も緊急時の避難行動につながる浸水想定区域図の整備等を支援 ・NHK, Yahoo!, KDDIと連携し、逃げなきゃコールのアプリ・サービスを提供 ・マイ・タイムラインかんたん検討ガイドの公表（令和2年6月） 	<p>実効性のある避難体制の強化のため、ハザードマップを活用した訓練やマイ・タイムラインの作成、防災アプリの開発との連携</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画の作成を支援する市町村職員等に向けた研修の実施、地域の様々な分野の関係者と連携した計画素案の作成モデルを創出し、知見・ノウハウを全国に展開（令和3年度） ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を公表（令和3年5月） ・自治体における個別避難計画の作成を支援（令和3年度） ・流域治水協議会において、ワークショップや研修会等の開催を支援し、マイ・タイムラインの取組拡大 ・民間企業が提供する防災アプリやサービスと連携し避難行動を支援 ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を公表（令和3年6月） 	<p>内閣府（防災） 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁</p>
経済被害の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止用設備等に係る課税標準の特例措置 ・医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、電源設備の高層階設置等の防災対策に重点支援 ・「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を取りまとめ（令和2年6月） ・医療機関や高齢者施設等における浸水対策等に要する費用を補助 ・浸水想定区域に位置する浄水場の防水扉設置等に対して支援 ・橋脚の洗掘防止対策や、橋梁の架替、鉄道に隣接する斜面の補強等の豪雨対策を支援 	<p>経済被害を最小化するため、民間企業等の実施する水災害対策への支援、BCPの作成とともに、交通ネットワークの確保のため、鉄道事業者・道路管理者・河川管理者・砂防事業者等が連携して対策を実施</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設（浄水場等）の浸水対策 ・下水道施設（揚水機能を確保）の耐水化 ・高層マンションの電気設備の浸水対策 ・企業の浸水対策 ・医療機関のBCP作成の促進 ・交通ネットワークを確保する治水・土砂災害対策 ・鉄道橋梁の流出防止対策 	<p>厚生労働省 経済産業省 国土交通省</p>
金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等が活用できるよう洪水浸水想定区域データ等の水害リスク情報をオープンデータ化 ・地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利引き下げを実施 ・気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助 	<p>各種災害リスク情報の充実化を図るとともに、民間企業等に提供</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域データ等の水害リスク情報の提供 ・想定最大洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） ・住宅ローンの金利優遇による自治体の防災・減災対策の支援 ・支援補助等によるグリーンボンドの推進 	<p>国土交通省 環境省</p>
関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生した場合に備え、ドローン等のICT技術を活用しTEC-FORCEの情報収集力・防災対応力を強化するとともに、災害対策用資機材や装備品を拡充 	<p>おそれ段階における災害対応の強化</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生のおそれ段階からのTEC-FORCE等の派遣 	<p>国土交通省</p>

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
（3）事前防災対策の加速			
流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨による甚大な被害が発生した9水系で緊急治水対策プロジェクトを策定し、再度災害防止のための対策を実施中 令和2年度末に全国の一級水系にて流域治水プロジェクトを作成 	<p>治水安全度の向上のため、堤防や河道掘削、ダム、放水路や遊水地等を整備。</p> <p>雨水貯留浸透施設や田んぼダム、土地利用や住まい方の工夫などの流域対策を流域治水プロジェクトとして位置づけ事前防災対策を加速化</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨における緊急治水対策プロジェクト（9水系）について、5～10年で再度災害防止対策を完了 一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定（550水系）し、今後も取組の充実・強化を図る。 	国土交通省
水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの基本的な考え方を提示	「水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会」において検討を行うとともに、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインを策定	<p>ガイドラインについて、今後の各地域での取組を通じて得られた知見及び新しく得られた科学的知見並びに法制度の改正等を反映し充実</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> 多段的なハザード情報を提供（109水系） 	国土交通省
農業水利施設の新技术の活用による防災のデジタル化・スマート化	<ul style="list-style-type: none"> ダム等農業水利施設の貯水位、放流量等を遠隔で把握できる防災情報ネットワークを運用 ため池のデータベース整備及び災害時等の点検優先度の選定、報告をシステム上で円滑かつ迅速に実施できるため池防災支援システムを運用 	<p>システムを整備した地区における確実な利用を推進</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム等農業水利施設の貯水位等の遠隔把握の防災情報ネットワークの活用 ため池防災支援システムの活用 	農林水産省
（4）防災・減災が主流となる社会に向けた仕組み作り			
あらゆる関係者による流域治水を推進するため、あらゆる行政プロセスや、様々な事業に防災・減災の観点を取り入れた仕組みを構築	<p>流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」9法律を一体的に改正（閣議決定：R3.2.2）</p> <p>1.特定都市河川浸水被害対策法、2.河川法、3.下水道法、4.水防法、5.土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、6.都市計画法、7.防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、8.都市緑地法、9.建築基準法を一体的に改正</p>	<p>（具体的取組）</p> <p>気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域を設定する河川数（約17,000河川） 流域水害対策計画を活用する河川の拡大 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進 地区単位の浸水対策を推進 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進 災害時の避難先となる拠点の整備 要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し、市町村が助言・勧告 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大 	国土交通省
防災・減災の日常化	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省、国土交通省、環境省が連携し、学校における防災教育と環境教育の一体的な実施を支援 国土交通省のWEBサイトに「流域治水」に関する特設ページを作成し、広く一般向けに基本的な考え方を分かりやすく情報発信 	<p>流域のあらゆる関係者が日常から防災・減災を考慮することが当たり前となる社会を構築するための情報発信</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における防災教育と環境教育の一体的な実施 国土交通省に水災害リスクコミュニケーション推進室を設置 流域の様々な関係者が参加する流域治水シンポジウムの開催 	文部科学省 国土交通省 気象庁 環境省

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
<p>規制的手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインにおいて、多段的（多段階、施設整備前後）の浸水想定図や浸水想定区域図を用いた浸水しやすい地域や危険浸水深さの発生しやすいの評価手法を提案 ・開発行為を行うのに適当でない区域として浸水被害防止区域を追加。（令和3年秋頃施行予定） ・開発行為を行うのに適当でない区域である災害レッドゾーンにおける自己の業務用施設の開発を原則禁止（令和4年4月施行予定） ・市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可を厳格化（令和4年4月施行予定） ・地方公共団体が防災に関する建築制限を条例で定める「災害危険区域」制度の活用を促すため、指定事例等を作成し地方公共団体に周知 	<p>地域の状況に応じて、土地利用の規制や誘導等の政策的な手法を組み合わせて、流域治水を推進</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域治水に取り組む市町村数（900市町村） ・水災害への災害危険区域の活用について（事務連絡）を发出 ・防災指針を作成する市町村数（600市町村） ・災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数（令和4年度：0件） 	<p>国土交通省</p>
<p>経済的インセンティブによる「流域治水」の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等が事前放流のために利水ダム等の放流施設等を整備した場合やため池等の農業水利施設、高規格堤防等を整備した場合の財政または税制支援の制度を創設 ・防災指針に基づき総合的な浸水対策として実施する事業や危険なエリアからの住宅の移転等について財政支援 ・災害危険区域に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修に関する財政支援 ・損害保険料率算出機構に浸水想定区域図を提供 ・水災害リスクの高低に応じた料率の細分化に向けた基本的検討を共同で実施 ・民間損害保険において、水災リスクに応じた保険料率の細分化に留意すべき事項を取りまとめるための有識者懇談会の開催を検討 	<p>各種施設整備、浸水対策や住宅の移転に関する取組を推進</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者懇談会を開催し、水災リスクに応じた保険料率の細分化の在り方や留意点等について取りまとめる ・民間損害保険における水害リスク補償の安定的な供給 ・農業用ダムやため池等の農業水利施設の洪水調節機能強化に資する整備を補助 ・浸水対策として行われる土地区画整理事業等を推進 ・各種事業により、住宅の移転を促進 	<p>金融庁 農林水産省 国土交通省</p>
<p>流域の関係者間で流域治水の対策の調整を行う場の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末に全国の一級水系（118協議会）で流域治水協議会を設置 ・将来の気象災害に備え、効果的な適応策の立案を目指すため、気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）において、特に重要な気候変動影響に関する分科会を設置 	<p>流域治水を計画的に推進するため流域の関係者で水災害リスクの共有、流域治水対策の調整等を推進</p> <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定（550水系） ・関係者の連携による広域アクションプランの策定 	<p>国土交通省 環境省</p>

流域治水推進行動計画（案）

施策項目	これまでの取組（令和3年4月まで）	これからの進め方及び数値目標等（概ね5年）	関係省庁
<p>自然環境の持つ多様な機能を活かすグリーンインフラの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」（令和2年3月設立）において、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を実施 ・グリーンインフラの導入を目指す地方公共団体を対象に専門家派遣等の支援を実施 ・地域のにぎわい創出や河川空間の利活用推進を目的にかわまちづくりを実施 ・多様な関係者が参画する協議会を設立し、流域の生態系の保全・再生を目指す生態系ネットワークの取組を流域と連携して推進 ・水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の活動拡大や地域におけるモデル実証等を通じて、官民連携・分野横断によるグリーンインフラの社会実装を加速 ・自然環境が有する機能を活かし、水害リスク低減、生態系ネットワークの形成、かわまちづくりによる賑わい創出等に貢献する取組を加速化させるため、全国において持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの取組を推進 ・水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業等を推進 <p>（具体的取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラの定量的な評価手法のとりまとめ ・グリーンボンドやソーシャルインパクトボンド等のグリーンファイナンスの活用促進 ・グリーンインフラに取り組む地域におけるモデル実証等を通じて、自治体向けガイドラインの策定 ・全国で持続可能で魅力ある地域（防災×自然×経済・観光）づくりを推進するため「流域治水×グリーンインフラ」を策定・推進（109水系） ・スマート田んぼダムの効果分析、実施の手引きの作成 ・田んぼダムに取り組む水田の面積約3倍以上（令和7年度末） 	<p>農林水産省 国土交通省 環境省</p>